

○酒田地区広域行政組合火災予防規程

〔平成20年6月20日
組合告示第10号〕

改正 平成25年12月26日組合告示第38号
平成26年7月29日組合告示第18号
平成31年4月1日組合訓令第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「府令」という。）及び酒田地区広域行政組合火災予防条例（昭和48年組合条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づく消防長の権限に属する火災予防事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(統括防火管理に関する届出)

第2条 法第8条の2第4項に規定する届出は、省令第4条の2に規定する届出書により、令第4条の2第1項に規定する届出は、省令第4条第1項に規定する届出書により、消防長に2部提出するものとする。

2 前項の届出書を受理したときは、その1部に受理済印を押印して届出者に返付するものとする。

(平成25年組合告示38・一部改正)

(防火管理に関する講習)

第3条 消防長は、令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第2号イに規定する乙種防火管理講習を実施する場合に、実施日時、実施場所及びその他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ告示するものとする。

2 前項の講習を受講しようとする者は、受講申込書を消防長に提出しなければならない。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

第4条 令第35条第1項第3号の規定により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が300平方メートル以上のものとする。

(平成25年組合告示38・一部改正)

(消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物の指定)

第5条 令第36条第2項第2号の規定により消防長が指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延面積が1,000平方メートル以上のものとする。

(届出書及び報告書の数)

第6条 省令第3条第1項、第3条の2第1項、第4条の2の8第7項、第31条の3第1項、第33条の18及び府令第1条の5に規定する届出書は、消防長に2部提出するものとし、省令第31条の6第3項に規定する報告書は、消防長に1部提出するものとする。

2 前項の届出書を受理したときは、その1部に受理済印を押印して返付するものとする。

(平成25年組合告示38・一部改正)

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第7条 省令第3条第11項に規定する通報は、消防訓練通報書(事務処理要綱様式第2号)により、消防長に通報しなければならない。

(防火対象物の点検に関する特例の認定)

第8条 省令第4条の2の8第2項に規定する防火対象物点検報告特例認定申請書は、消防長に2部提出するものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、その1部に受理済印を押印して、認定・不認定通知書(酒田地区広域行政組合防火対象物定期点検制度に基づく特例認定実施要綱別記様式第3号)を添えて申請者に返付するものとする。

(連結送水管に関する基準の細目)

第9条 省令第31条第5号ロの規定により指定する防火対象物は、令第29条第1項第1号及び第2号に規定する防火対象物とし、当該防火対象物のノズルの先端における放水圧力は、1メガパスカル以上とする。

(消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定)

第10条 省令第12条第1項第8号ハ(第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。)の規定に基づき、消防長が火災予防上必要と認める防火対象物は、令別表第1(1)項から(16)項に掲げる防火対象物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの。

ア 地階を除く階が11以上あり、かつ、延面積が10,000平方メートル以上のもの

イ 地階を除く階が5以上10以下であり、かつ、延面積20,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階が11以上あり、かつ、延面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの

ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備

イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)

(3) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物で、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの

ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備

イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)

(火災予防上安全な距離)

第11条 条例第3条第1項第1号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2、第8条の3(第5項を除く。))及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)及び条例第18条第1項第1号(条例第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項、第22条において準用する場合を含む。))において火災予防上安全な距離として消防長が認める距離は、次のいずれかの距離のうち、短い距離とする。

- (1) 条例別表第3の各項に掲げる距離
- (2) 対象火気設備等及び対象火気器具等の距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第12条 条例第3条第2項第3号(条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2、第8条の3(第5項を除く。))及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する消防長が指定する者は、次の各号の設備の区分に応じ、当該各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者(以下「石油機器技術管理士」という。)

イ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において第3条第2項第3号を準用する場合に限る。)

- (2) 電気を熱源とする設備

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者(以下「電気主任技術者」という。)

イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者(以下「電気工事士」という。)

(火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備等)

第13条 条例第11条第1項第3号及び第2項(条例第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定により消防長が認める火災予防上支障がない構造を有するキュービクル式変電設備、発電設備及び蓄電池設備(以下「キュービクル式変電設備等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) キュービクル式変電設備等の設置位置は、次によること。

ア コンクリート等不燃性の材料で作った堅固な床又は地盤面上に設けること。

イ 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生しない位置に設けること。

- (2) キュービクル式変電設備等の構造は、次によること。

ア キュービクル式の変電設備

(ア) キュービクル式の変電設備は、変電設備その他の機器及び配線を一の箱(以下「外箱」という。)に収納したものであること。

(イ) キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。

A 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあつては、2.3ミリメートル以上、屋内用のものにあつては、1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の耐火性能を有するものであること。

B 外箱の開口部（Cに掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）である防火戸（条例第3条第3項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。

C 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

(A) 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

(B) 電線の引込口及び引出口

(C) ア（エ）の換気装置

(D) 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）

(E) 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類

(F) 計器切替スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

(G) 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したのものに限る。）

D 外箱からの電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管（二種金属製可とう電線管に限る。）を容易に接続できるものであること。

E 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。

(ウ) キュービクル式の変電設備の内部の構造は、次によること。

A 機器及び配線等は、外箱、フレーム等に堅固に固定されていること。

B 機器及び配線等は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15センチメートル以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じられている場合は、この限りでない。

(エ) キュービクル式の変電設備には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

A 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

B 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

C 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

D 換気口には、金網、金属製ガラリ又は防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

イ キュービクル式の内燃機関による発電設備

(ア) キュービクル式の内燃機関による発電設備

- A 発電設備は、内燃機関、発電機、燃料タンク等の附属設備、制御装置及び保安装置並びにこれらの付属装置を外箱に収納したものであること。
- B 外箱の構造は、ア（イ）（Cを除く。）に準ずるほか次によること。
- （A）外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
- a 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - b 電線の引込口及び引出口
 - c イ（ア）Dの換気装置
 - d 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）
 - e 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
 - f スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - g 排気筒
 - h 燃料配管（潤滑油配管を含む。）
 - i 始動用空気の出入口
 - j 内燃機関の息抜き管
 - k 冷却水の出入口及び水抜き管
 - l 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したのものに限る。）
- （B）外箱は、消音器及び屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。
- C 内部の構造は、ア（ウ）に準ずるほか次によること。
- （A）内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料（建築基準法（昭和第25年法律第281号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で区画され、遮音措置が講じられていること。
- （B）内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。ただし、内燃機関にガスタービンを用いるものにあつては、この限りではない。
- （C）給油口は、給油の際の漏油により電気系統又は内燃機関の機能に異常を及ぼさない位置に設けられていること。
- （D）外箱内の配線類は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。
- D キュービクル式の内燃機関による発電設備には、ア（エ）に準ずる換気装置が設けられていること。
- （イ）キュービクル式の燃料電池発電設備
- A 発電設備は、燃料電池、改質器、逆変換装置、制御装置及び保安装置並びにこれらの附属装置を外箱に収納したものであること。
- B 外箱の構造は、ア（イ）（Cを除く。）に準ずるほか次によること。
- （A）外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式発電設備にあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
- a 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

- b 電線の引込口及び引出口
- c イ（イ）Dの換気装置
- d 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）
- e 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
- f スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
- g 排気筒
- h 燃料配管（空気引込管を含む。）
- i 窒素ガス配管（ガス抜き管を含む。）
- j 水蒸気配管（温水管を含む。）
- k 冷却水の出入口及び水抜き管（凝縮水配管を含む。）
- l 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したのものに限る。）

(B) 外箱は、屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。

C 内部の構造は、ア（ウ）に準ずるほか次によること。

(A) 逆変換装置は、他の部分と防火上有効に区画されていること。

(B) 可燃性ガスが漏れた場合に自動的に発電を停止する装置及び燃料の供給を遮断する装置が設けられていること。

(C) 未燃ガスが滞留するおそれのあるものには、運転開始前及び運転停止後に当該滞留未燃ガスを有効に排出できる装置が設けられていること。

(D) 外箱内の配線類は、燃料電池等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

D ア（エ）に準ずる換気装置が設けられていること。

ウ キュービクル式の蓄電池設備

(ア) キュービクル式の蓄電池設備は、蓄電池、充電装置、逆変換装置、出力用過電流しゃ断器等及びこれらの付属装置を外箱に収納したものであること。

なお、蓄電池設備の充電装置及び逆変換装置に内蔵される変圧器については、出力が20キロワットを超える場合にあっては、独立の変電設備としてとらえるのではなく、蓄電池設備の一部として取り扱って差し支えない。

(イ) 外箱の構造は、ア（イ）（Cを除く。）に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防水措置が講じられているものに限る。）以外のもものが外部に露出して設けられていないこと。

A 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

B 電線の引込口及び引出口

C ウ（オ）の換気装置

D 電流計、電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類

E 配線用しゃ断器（金属製カバーを取り付けたものに限る。）

F スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

G 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したのものに限る。）

(ウ) キュービクル式の蓄電池設備の内部の構造は、ア(ウ)に準ずるほか次によること。

A 蓄電池を収納する部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること。ただし、シール形蓄電池（陰極吸収式のものに限る。以下同じ。）を収納するものにあつては、この限りでない。

B 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りではない。

C 直送回路に変圧器（100キロワット未満のものを除く。）を用いる場合は、他の部分と防火上有効に区画されていること。

(エ) キュービクル式の蓄電池設備に設ける区分しゃ断器、点検スイッチ及び変圧器は、次によること。

A 区分しゃ断器には、配線用しゃ断器が設けられていること。

B 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられていること。

C 直送回路及び逆変換装置等に変圧器を用いる場合は、油入機器以外のものとする。

(オ) キュービクル式の蓄電池設備には、ア(エ)（Bを除く。）に準ずる換気装置が設けられているほか、自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一つの面について、蓄電池及びウ(ウ)Cの変圧器を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては、当該面の面積の3分の2以下であること。

(3) キュービクル式変電設備等の管理は、次によること。

ア 扉は、常時完全に鍵をかけること。

イ 周囲は、常に整理及び清掃し、みだりに可燃物を放置しないこと。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第14条 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する消防長が指定する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 電気主任技術者

(2) 電気工事士

(3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者〔自家用発電設備専門技術者〕（条例第12条第2項及び第3項において第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者〔蓄電池設備整備資格者〕（条例第13条第2項及び第4項において第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

(5) 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者〔ネオン工事技術者〕（条例第14条第2項において第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

2 条例第18条第1項第13号に規定する消防長が指定する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(避雷設備)

第15条 条例第16条第1項の規定により、消防長が指定する日本産業規格は「J I S A 4 2 0 1 (建築物等の雷保護)」とする。

(喫煙等の禁止場所)

第16条 条例第23条第1項に規定する消防長が指定する場所は、次に掲げる防火対象物又はその部分とする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（当該用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの）の売場又は展示の用途に供する部分及び通常顧客の出入りする部分（壁及び戸で区画された食堂の部分で、喫煙設備のある場所を除く。）

カ 屋内展示場（当該用途に供される部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの）の公衆の出入りする部分

キ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

ク 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財若しくは史跡として指定され、又は山形県文化財保護条例（昭和30年山形県条例第27号）若しくは酒田地区広域行政組合を構成する市町が定める条例の規定により指定有形文化財若しくは史跡として指定された建造物の内部又は周囲（居住者が日常生活のために火を使用する場所及び危険物品を持ち込む場所又は伝統行事、宗教的行事等で火を使用する場所を除く。）

ケ 自動車車庫又は駐車場で駐車のために供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上、屋上部分にあつては300平方メートル以上のもの（自動車の燃料タンク内の燃料については除く。）

(2) 危険物品を持ち込んで서는ならない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号ア、イ及びウに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いのために供する建築物に限る。）

(喫煙等の承認申請等)

第17条 条例第23条第1項ただし書きの規定の適用を受けようとする者は、禁止されている行為を行おうとする7日前までに、禁止行為の解除承認申請書（酒田地区広域行政組合火災予防条例施行規則様式第2号）に関係図書を添付して、消防長に2部提出するものとする。

2 前項の申請書を受理し承認したときには、申請書の1部に承認印を押印して返付する。承認できない場合は、申請書1部を返付するとともに承認できない旨を通知する。

(全面的に禁煙されている場合の火災予防上必要と認める措置)

第18条 条例第23条第4項第1号に規定する消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるもののうち必要なものとする。

- (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物は全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
- (2) 定期的な館内巡視
- (3) 当該防火対象物は、全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
- (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

2 条例第23条第5項に規定する消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるもののうち必要なものとする。

- (1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階は全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
- (2) 当該階の全面的喫煙禁止及び地階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送
- (3) 定期的な館内巡視
- (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置
(屋外大規模催しの要件等)

第19条 条例第42条の2第1項に規定する消防長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催し
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催し

2 条例第42条の2第3項による指定催しの通知は、指定催しの指定通知書(別記様式)により通知するものとする。

3 条例第42条の2第3項による指定催しの公示は、酒田地区広域行政組合公告式条例(昭和48年組合条例第6号。)に準じて行うものとする。

(平成26年組合告示5・追加)

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

(平成26年組合告示5・旧第19条繰下)

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年組合告示第38号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年組合告示第18号)

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年組合訓令第6号)

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

指定催しの指定通知書

号
年 月 日

殿

酒田地区広域行政組合消防本部
消防長 公印

酒田地区広域行政組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に酒田地区広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において酒田地区広域行政組合を代表する者は管理者となる。）

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に酒田地区広域行政組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。